

## 大分県スクールロイヤー活用事業 実施要項

### 1 事業の目的

大分県の公立学校において、法的側面からのいじめ予防教育や生徒指導に関する学校からの法的相談への対応等の業務に資するため、法律の専門家（以下「スクールロイヤー」という。）の活用を図り、各学校におけるいじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。

### 2 事業実施窓口

（県弁護士会）スクールロイヤー委員会、（県教育委員会）学校安全・安心支援課

### 3 事業の内容

（1）法的側面からのいじめ予防及びネット利用、非行、虐待、貧困等の生徒指導上の諸課題に関する授業及び教職員研修

ア 法的側面からのいじめ予防等に関連する授業

イ 学校の適切ないじめ対応等の教職員研修

（2）学校からの法的相談への対応

ア 電話、オンラインもしくは面談による学校からの相談対応

（3）カジュアルオンライン相談

ア オンラインやメールによる相談

### 4 事業の実施方法

（1）法的側面からのいじめ予防に関連する授業及び教職員研修

ア 法的側面からのいじめ予防に関連する授業

①いじめ予防に関連する授業を希望する市町村立学校は各市町村教育委員会を通じて、県立学校は直接学校安全・安心支援課に様式①に沿って提出する。

②学校安全・安心支援課がとりまとめてスクールロイヤー委員会に提出し、スクールロイヤー委員会は、授業者と日時を決定の上、学校安全・安心支援課に通知する。

③学校安全・安心支援課から、市町村立学校は市町村教育委員会を通じて、県立学校は直接各学校に通知し、順次実施する。

イ 学校の適切ないじめ対応等の教職員研修

①教職員研修を希望する市町村立学校は各市町村教育委員会を通じて、県立学校は直接学校安全・安心支援課に様式②に沿って学校安全・安心支援課に提出する。

②校内研修のみでなく、市町村教育委員会が生徒指導担当や教育相談担当者を集めた研修会に招聘することが可能。本通知後直ちに実施することができる。

（2）学校からの法的相談への対応

ア 電話、オンラインもしくは面談による学校からの相談対応

①学校においてスクールロイヤーから法的観点に基づく指導・助言を受ける必要が生じた際

に、学校長が市町村教育委員会と協議の上、派遣申請書（様式③）を作成し、市町村教育委員会から教育事務所を通じて、県立学校は直接学校安全・安心支援課に提出する。

- ②学校安全・安心支援課は、スクールロイヤー委員会に派遣申請書を提出するかどうか検討の上、提出が決定した後に、派遣申請書をスクールロイヤー委員会に提出する。スクールロイヤー委員会は、申請のあった学校の所在地や案件に応じて、適切なスクールロイヤーを選定し、学校安全・安心支援課に通知する。
- ③学校安全・安心支援課は、決定したスクールロイヤーを学校に通知し（様式④）、その後は学校側とスクールロイヤーとが面談等の日時を直接調整する。
- ④相談実施後に、学校は速やかに電話・面談報告書（様式⑤）を作成し、市町村立学校は市町村教育委員会・教育事務所を通じて、県立学校は学校安全・安心支援課に直接提出する。
- ⑤学校はスクールロイヤーの相談実施後に、事案に対応することとなるが、どのようにスクールロイヤーの指導・助言を対応に生かしたのか、またその対応したことにより、どのような結果となったかについて、事案への対応後速やかに対応報告書（様式⑥）を作成し、市町村立学校は市町村教育委員会・教育事務所を通じて、県立学校は学校安全・安心支援課に直接提出する。

## 5 留意点

### （1）法的側面からのいじめ予防に関連する授業・教職員研修

- ア スクールロイヤーのいじめ予防に関連する授業については、児童生徒に考えさせたり、協議を行わせたりする観点から、1クラス単位の授業が望ましいが、学校・学年規模での講義も可能とする。
- イ いじめの予防に関連する授業であるので、SNSによるいじめ問題やインターネット上におけるトラブルを未然に防止するためのネットモラルについても本事業の範囲とする。

### （2）学校における法的相談への対応

- ア スクールロイヤーは、学校の顧問弁護士ではない。また、学校の代理人となり保護者と対峙するなど対外的な活動を行うものではない。
- イ あくまで中立の立場で、学校が行うべき法律上適切な対応について指導・助言を行う。
- ウ いじめ予防授業・教職員研修のスクールロイヤーに学校の法的相談を依頼することはできない。